

# Newsletter

2024

5

杉原事務所だより

from OFFICE SUGIHARA



Monthly shot

相変わらずパン作りという沼にハマっています。写真はバターロール、チーズベーコン、チョコパンです。一回に焼く量は8個くらいですが、休日のお昼ごはんには家族4人で食べるとペロリとなくなります。パン作りにおいて最も大変な部分はホームベーカリーが担っているため、私は楽しい成形と焼きの担当です。機械の容量上、1回分が限定されているため、もっと大きい機械が欲しくなります。家族からはそんなに焼いても食べきれないと言われているので、買うとしたら全く同じ機械をもう一台買って、目くらまし作戦になります。(富田)

## 今年度の住民税は7月分から

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税について、定額減税が実施されることを受けて、総務省のホームページで、市区町村向けリーフレット「個人住民税の定額減税について」が公表されています。

住民税の特別徴収（給与からの控除）を行う場合、例年では6月～翌年5月までの住民税をそれぞれの給与月から控除しますが、今期は6月分の徴収がなくなり、残る7月～翌年5月までの11か月分を均等割した住民税を控除することになります。市町村から送付される「市民税・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書」は定額減税が反映されたものが届きますので、実務的な対応としては決定通知書どおりに住民税を徴収していただければ問題はありません。

その他、特別徴収の対象者に対する対応として、リーフレットを配布するとともに、該当月の給与明細等に住民税控除についての案内メッセージを記載すること等が有用と思われるので、ご検討ください。(安田)

### 対象となる方

前年の合計所得金額が、1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

### 減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において、1万円の定額減税が行われます。

### 特別徴収（給与からの控除）の方法

令和6年6月支給分

定額減税の実施により、住民税の控除はありません。

令和6年7月支給分から令和7年5月支給分

定額減税「後」の税額を11か月で均した住民税を控除します。

## 【両立支援等助成金】令和6年度から新たなコースが追加されました

両立支援等助成金は、仕事と育児・介護等が両立できる職場環境づくりを行う中小事業主を支援する制度ですが、既存のコースに加えて、令和6年度から「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されました。このコースは、育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入し、社内周知や利用支援を行うことによって、実際に制度を利用した労働者がいる場合に、利用実績に応じて助成金が支給されます。導入する制度は、下記の表のA～Eのなかから2つ以上を選択して導入する必要がありますので、育児と仕事を両立している従業員がいる場合などは、助成金申請も視野に入れながら、より働きやすい職場環境実現のため、制度導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。（宮川友）

### ▼柔軟な働き方選択制度等

制度名称		導入すべき主な内容	利用実績の基準
A 始業終業時刻の変更等	フレックスタイム制	日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定	合計20日以上利用
	時差出勤制度	始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ	合計20日以上利用
B 育児のためのテレワーク等		自宅等での勤務を可能とする 勤務日の半数以上利用可能 時間単位で利用可能	合計20日以上利用
C 短時間勤務制度		所定労働時間を1日1時間以上短縮 6時間とする以外の短縮時間も利用可	合計20日以上利用
D 保育サービスの手配・費用補助制度		労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助	負担額の5割以上かつ3万円以上または10万円以上の補助
E 子の養育のための有給休暇	子の養育を容易にするための休暇制度	有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得
	法を上回る子の看護休暇制度	法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度	合計20時間以上取得

※異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することは不可

### ▼助成額

柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用	20万円
柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用	25万円

※1年度あたり1事業主5人まで対象 ※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり

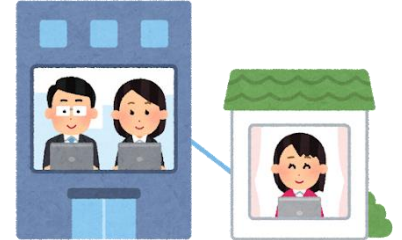
## 割増賃金から在宅勤務手当を除外できる基準とは

厚生労働省から、在宅勤務手当が割増賃金の算定基礎から除外できる基準および計算方法に関する通知が発表されました。割増賃金の計算基礎となる賃金から除外できるものとしては、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金があります。これらに該当しない賃金は割増賃金の算定基礎に含める必要があります。

今回の通知では、在宅勤務をする従業員に支給される「在宅勤務手当」が割増賃金の算定基礎から除

外できる基準が明確化されました。在宅勤務に必要な実費を補填する場合（例：事務用品の購入費、通信費、電気料金など）は、例外的に算定基礎から除外が認められます。ただし、実費弁償として認められるには、就業規則等において実費弁償部分の計算方法を明示している必要があり、その計算方法は在宅勤務時間を踏まえた合理的で客観的なものである必要があります。なお、毎月固定の手当として支払われるなど実費弁償と認められない場合は、賃金として割増賃金の基礎に含まれます。

この通知により、在宅勤務手当を割増賃金の算定から新たに除外する場合、労働者が受け取る割増賃金の額が減少し、労働条件の不利益変更に該当する可能性があります。変更を行う際には、法令等で定められた手続きを遵守し、労使間で十分な話し合いを行う必要があります。（山田友）



## 【運送業】時間外労働の上限規制への適用は進んでいますか？

令和6年4月1日より、自動車運転の業務にも時間外労働（残業等）に上限規制が適用され、適用後の上限時間は**臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間（法定休日労働を含まず）**となります。なお、自動車運転の業務に関して特別条項付き協定を締結する場合は、時間外労働と休日労働について「月100時間未満」、「2～6か月平均80時間以内」、「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」とする規制は適用されません。

当該規制による問題を解決する手段としては、新たなドライバーの確保やそれに伴う既存ドライバーの待遇改善、働き方改革の推進、配送手続きや車両・配車管理のデジタル化を始めとするDX化（会社がデータとデジタル技術を活用して、業務やプロセスを変革するデジタルトランスフォーメーションのこと）等が挙げられますが、是正までには時間を要するかと思いますので、早期からの取組が重要です。

労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む事業主に対して、**取組の実施に要した経費の一部が支給**される「令和6年度働き方改革推進助成金」といった制度もありますので、上限規制への適用に合わせて活用されてはいかがでしょうか。（宮川貴）

### 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の一例

#### ◆月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させた場合

交付申請締切：令和6年11月29日（予算の都合により早期に締め切る場合があります）

助成額：対象経費の合計額×補助率3/4

#### ▼助成上限

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

#### ▼助成対象となる取組（いずれか1つ以上）

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等に作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の推進に資する設備・機器などの導入・更新

▶厚生労働省「令和6年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内」より抜粋

## 人材開発支援助成金が拡充されました

昨年度から「人への投資」を加速化するために期間限定で導入された人材開発支援助成金（人への投資促進コース）では、労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対してその経費の一部を助成する「自発的職業能力開発訓練の助成」がありますが、本年度は支給要件が緩和され利用しやすくなりました。具体的には、**職務に関連した訓練以外も対象**となり、**実訓練時間が**これまでの20時間以上から**10時間以上**に緩和されます。ただし、労働者（雇用保険の被保険者である必要があります）の自発的な訓練が対象になりますので、使用者が指示した訓練については対象外になるのでご注意ください。

支給金額や要件については下記の表をご参照ください。本助成金の利用目的としては従業員のスキルアップやモチベーションの向上、福利厚生の実現等が考えられます。助成金の利用をお考えの方は各担当者までお問い合わせください。（松島）

### <主な要件>

①	被保険者に対して、自発的職業能力開発経費の <b>2分の1以上</b> を負担することを就業規則に定めた事業主であること（事業主が、通貨により直接当該被保険者に支払われるものであること）
②	1コースあたり実訓練時間数が10時間以上であること
③	申請する訓練が職業訓練を行う施設などの事業外訓練に該当すること
④	職務を問わず、職業に必要な知識や技能の習得をさせるための訓練であること

### <助成率>

訓練メニュー	経費助成率
	中小企業/大企業
自発的職業能力開発訓練	45%※1※2

※1 助成額の上限は以下の通りです。

実訓練時間数 100H未済	実訓練時間数 100~200H未済	実訓練時間数 200H以上	大学（1年あたり）	大学院（1年あたり）
7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 <海外200万円>

※2 訓練終了後賃金を一定割合以上増額させて場合+15%助成率が割増されます。

## 育児休業給付金 落選狙い等の対策へ

令和6年3月25日付で、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が交付されました。育児休業給付金の延長事由についての改正です。現在の育児休業給付金制度では、子が1歳6ヶ月又は2歳までの支給対象となるためには、市町村に対し保育所における保育の申し込みを行ったものの、その子が1歳又は1歳6ヶ月の期間について、落選等により入所ができなかったという事由が必要となります。今回公布された内容では、「**速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る**」と内容が付け加えられます。



そもそも育児休業給付金は、子どもが生まれた後、仕事を休業して育児に専念する親を経済的に支援するための制度です。この給付金の目的は、親が子育てと仕事のバランスを取りやすくし、職場復帰を促すためのものですが、その一方で、保育所等の落選狙いと呼ばれる行為が見られるようになったため、本来の育児休業給付金の趣旨から、そういった行為を防ぐための改正と考えられます。施行期日は令和7年4月1日となっており、まだ詳細は公表されていませんが、来年からは制度が厳格化されていると

考えられます。(杉山)

## ガイドラインを活用して仕事と介護の両立支援を



経済産業省は、「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」を作成しました。昨今では、少子高齢化の進行に伴い、労働人口が減少する中で、仕事と介護を両立する従業員が増加しており、2030年には家族を介護する人のうち、約4割が仕事をしながら家族等の介護に従事し、介護にかかる時間は1日2時間余りになると予測されています。

従業員が仕事と介護の両立を実現できない場合、結果として介護離職などにつながり企業活動の存続にもリスクが生じることから、企業が仕事と介護を両立できる環境を整備することがますます重要です。本ガイドラインは、両立に取り組む意義、企業の現状及び課題、企業における介護両立支援の全体像の解説、両立支援策を掲載しており、両立支援の先導者である経営者層を対象として作成されています。

介護については、従業員が自身の介護状況を開示することに消極的であることから、企業内において課題が生じていることが表面化しにくく、両立支援が発展しにくいという性質があります。一方、今後第一線で働く人数の少ない現役世代が公私にわたって高齢者を支える構造になることから、早期に両立体制を整えておく必要があります。介護離職の防止を支援する両立支援助成金等もありますので、積極的に取り組んでみてはいかがでしょうか。(後藤)

## 杉原事務所 セミナー開催のご案内

演題 「労働条件通知書の明示条件 & 中小事業主の労働保険特別加入」

— 講師 社会保険労務士法人杉原事務所 社会保険労務士 堀 良司 —

無料

【日時】2024年6月28日(金) 13:30~15:00

【会場】ソフトピアジャパンセンター **\*\*詳細は別紙チラシをご覧ください\*\***

◀ 申込み：別紙お申込書ご記入後 FAX または WEB から ▶



## 新規学卒求人申込みのご案内

令和7年3月の新規学卒(高校、中学)の求人票受付が6月1日から公共職業安定所にて始まります。弊所にて求人票の作成から学校への求人票の提出までを承っておりますので、お申込みをご希望の場合は同封の「新卒求人申込書」をご記入の上、FAX または担当職員までお申込みください。

今後のスケジュールは次のとおりです。

- ハローワークによる求人申込書の受付開始 . . . 6月 1日
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 . . . 7月 1日
- 学校から企業への生徒の募集書類提出開始 . . . 9月 5日
- 企業による選考開始及び採用内定開始 . . . 9月 16日

※管轄の職安によって求人票の発送日が異なる為、弊所への到着は7月1日以降となります。

**杉原事務所から各学校へは7月2日以降順次、求人票が届き次第発送いたします。**

※求人票に会社案内を同封される顧問先様は 6月20日までに 杉原事務所へご送付下さい



## Side story

from OFFICE SUGIHARA

今月の担当 &lt;&lt; 岡村 ・ 宮川（貴） ・ 辻 ・ 佐藤 ・ 金澤 &gt;&gt;



昨年のこの時期に、ラン活（ランドセルを探す活動）についてのお話を書きました。一年というの早いもので、いよいよ我が家も長男のラン活に突入です。メジャーなブランドはカタログの配布終了も早いらしい！という情報を仕入れ、3月頃からはりきって有名どころのカタログを数件請求してみました…吟味するどころか各社あまりの種類の豊富さに辟易し、早々に「軽ければなんでもいい」という投げやりな結論に到達してしまいました。お店に赴く予定もしておりますので、いざランドセルを背負う姿を見たらきっとやる気が戻ってくるはず！来年後悔しないよう、真摯にラン活に取り組みたいと思います。（岡村）



持病かつ不治の病であるレトロ熱がぶり返してきています。以前この病が発症した時は、ラジカセやビデオデッキなどにハマってしまい、ジャンク品を買って動作する様に修理したり、傷だらけの外面を無心で磨いていくという作業に没頭しました。今回は、昭和のCDや古いゲームソフトをケースから全て磨きなおし、インテリアとして使えるようにしています。特にCD（とそのケース）磨きは、磨けば磨くほど綺麗になるため、気づいたら数時間作業していることがあります。前世はアライグマなのかもしれませんが、今後もこの病が治ることはなさそうです。（宮川（貴））



関市のふる里農園美の関にいちご狩りに行きました。いちごハウスの近くには、小さな公園や、ヤギやモルモットを見ることが出来る動物ひろばがあり、姪のお気に入りの場所で、兄の家族と両親、私達夫婦の8人で行くのが春の恒例行事となりつつあります。いちごは果肉が柔らかくて甘味のある章姫と、甘味と酸味のバランスが美味しい紅ほっぺの2種類で、練乳を付けて楽しむことができます。制限時間の30分で30個以上食べ、欲張って食べ過ぎたのでお昼ご飯がいちごだけになりました。最後に敷地内の公園で大量の四つ葉のクローバーを発見し、幸せいっぱいの休日になりました。（辻）



ぎふワールド・ローズガーデンにネモフィラのお花見に行ってきました。一面青の花畑を眺めるのが好きで、ネモフィラは私の中では春の風物詩となりつつあります。直前の天気予報は雨だったため一昨年の傘を差しながらのお花見再来が危ぶまれましたが、当日は日差しも強く「もう初夏なのか……」と思ってしまうほどの暑さでした。園内の主な見どころは北花壇のチューリップと東花壇のネモフィラでしたが、今年的气候が関係しているのか桜やスイセンもまだ見ることができて少し得をした気分になりました。これからも日常生活において季節の花々を楽しむ時間を作りたいと思います。（佐藤）



少し前の事です、垂井町出身の作家の朝井リョウさんの講演会に行ってきました。朝井さんのデビュー作「桐島、部活やめるってよ」はあまりにも有名で、ご存じの方も多いかと思います。講演会と言っても、堅苦しいものではなく、終始笑いの絶えない楽しい90分間でした。事前に質問の募集もあり、私を含む多くの方が子どもがあまり本を読まないの、どうしたら読むようになりますか？と質問をしていたのですが、親が楽しそうに本を読むことです！とご回答をいただきました。会の中で何十冊もお勧めの本の紹介をいただいたので、これからたくさん読んでみたいと思います。（金澤）



社会保険労務士法人杉原事務所／株式会社 Vision Partner

〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1

TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276

URL <https://sharo-shi.gifu.jp>